

## 正治・建仁期の藤原良経

——「千五百番歌合」良経判の序の意味するもの——

寺田純子

九条家の長子である自らの立場を次第に自覚していった藤原良経が、そのことを間接的な契機として俊成・定家的な作歌態度に納まり切れないものを示すようになり、やがて新古今歌壇を風靡した定家等の象徴的な歌観に拘束されない独自の認識を持つに至る過程については前稿（国文学研究四十四集）に些かの検討を試みたので、本稿では統いて定家とは別の見解に立った良経が、その後到達した和歌観ないしは文学観ともいべきものがどのようなものであったかを考察してみたいと思う。良経の文学活動を考えるにあたっては、漢詩的なものと和歌的なものとが時によってどちらに重点が置かれるかの差異はあっても、終始併存し続けた点を念頭に置かなければならないと考えるが、今ここで扱おうとする正治・建仁・元久期は、言い換えれば後鳥羽院歌壇が新たに形成され、一挙にそのピークに達するに至る期間であり、この期の良経の活動の特徴は、和歌活動は後鳥羽院の歌壇行事に歌人として参加するにとどめ、自らが主催する時は詩会及び詩歌会を主とするというかなり明確な漢詩・和歌の二重構造性であろう。作文会及び詩歌会は少年時代より常に行なってきたものの延長に

すぎないと言ってもよいであろうが、特にそれらにまじって詩歌合が頻りと行なわれ始めること、また千五百番歌合の判定の際に七言句二句によってその責を果たしたことなどは、この期の良経の特徴を遺憾なく示すものと考えられる。それ故ここでは、良経の考えをよりよく語るものとして千五百番歌合判の序の部分を中心に取上げることにより、良経の和歌観、とりわけ良経に於ける漢詩と和歌との持つ意味を考えたいと思う。

一 一九九年、年号が正治に改まると早々に良経の勅勘が免ぜられ、再出仕の運びとなった。このこと自体は、父兼実以来の政敵源通親の策謀の一布石として利用された結果にすぎないとしても、これにより再び対外的な活動を行なえることになったわけで、良経にとっては正治・建仁期の幕あけを告げる欠くべからざる条件だったと言える。同年後半にはまず歌会や連歌会が行なわれ始め、翌年に入ると作文会と和歌会とが交互に行なわれる形が復活している。中でもこの正治二年閏二月に、父の法性寺新御所に行

なつた詩歌合は、和歌一首に対して漢詩のうちの二句のみを番えてその優劣を競うという形式であり、実際の催しとしてはこれまで行なわれたことのない新しい試みであった。ところがこの年の七月に妻（一条能保女。道家等母）が亡くなるなどして混乱した一時期を送っている間に、後鳥羽院の百首召集に始まる和歌活動が開始されてしまったためか、良経の和歌会や歌合を主催するという動きはこの年の前半をもって終了し、以後は作文会及び新形式として取り出された詩歌合などを専らにするようになっていくのである。

少年期以来、籠居時代を除いて殆ど欠かさず行なってきた作文会や詩歌合は特に異とするに足りないと言ってもかまわないであろうが、この時期に詩歌合という形式が新たに登場することは注目されてしかるべきであろう。そこで正治―元久にかけて良経の行なつた詩歌合を『明月記』の記事から拾つてみると、

一、正治二年閏二月二十一日 法性寺詩歌合①（父の法性寺新御所に給題した詩歌合）

二、正治二年十二月九日 法性寺詩歌合②（父の法性寺御所に行なつた詩歌合。小規模なものであつたか。）

三、建仁三年八月一日 宜秋門院詩歌合（七月二十七日、妹の女院入宜秋門院任子V御所に於て披講した詩歌を同二十九日に番え、今日に至つて評定したもの。）

四、元久二年六月十五日 元久詩歌合（院の五辻殿御所に行なわれた詩歌合。）

の四回を数えることが出来る。(一)のみは発企者や出題者について

記していないが、詩と歌とを番えるという試みは当時かなり特殊なものであることからしても、また出詠者も(一)に比べると今回の方が少ないが、殆ど全員が(一)の中に含まれており、恐らく(一)と同様にして良経が父の法性寺御所に於て行なつたものと考えられる。

更に(四)は最終的には後鳥羽院の五辻殿に於て行なう公的な性格を帯びてしまつたが、もともとは同年四月二十九日慈円・道家・長兼等と自邸に雑談している場で議定され、実行に移された良経のごく私的な催しだったのである。詩歌合の起源論争についてはひとまず措くこととしても、実質的な意味ではこの形式を始めかつ広めたのは良経であると言つても差支えないような一面もあり、詩歌合はこの期の良経の何よりも特徴的な活動と言ふことが出来るであろう。

更にこの詩歌合に最もよく現われている詩と歌とを結合させようとする試みは、詩歌合のみに止まらず、空前の規模で行なわれた千五百番歌合の判を担当するに際し、七言句二句によつて判詞に替えるというところにもまで発展することになる。この判詩ともいふべきものについては、従来風雅に遊ぶ態度の表われであるとか、詩文に対する自信の程を示したただけであるとか言われて来たが、正治・建仁期の良経の一連の動きの中で考えると、そこには漢詩と和歌とを執拗に結びつけようとする強い意志が働いていたと考えざるを得ないのであるまいか。その判詩には些かの序文がつけられているが、それをみると確かに単なる遊びと言つてすまされない良経の意識の反映をみる事が出来るようである。そこで、この期を通じて良経が行なつた一連の動きの背後にある思

想を知るために、まず千五百番歌合の良経判の序を取上げることとする。

## 二

良経が千五百番歌合の加判を担当したのは夏三と秋一の部分であるが、その巻頭である四五一番の判詞の前には次のような序がつけられている。(以下千五百番歌合の引用はすべて有吉氏の校本により、段落は筆者による。)

(1) 我君尋<sub>ニ</sub>八雲於出雲之昔、酌<sub>ニ</sub>余波於難波之朝、姑射山之花下、各逢<sub>ニ</sub>風雅之中興、和歌所之月前、再見<sub>ニ</sub>天曆之先蹤。

(2) 爰小臣頻侍<sub>ニ</sub>飄詠之筵、剩当<sub>ニ</sub>判者之選、願<sub>ニ</sub>涯分<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>弁<sub>レ</sub>之恐<sub>レ</sub>違<sub>ニ</sub>勅命、守<sub>ニ</sub>勅命<sub>ニ</sub>欲<sub>レ</sub>從<sub>レ</sub>之悲<sub>レ</sub>垂<sub>ニ</sub>涯分<sub>ニ</sub>、何況非<sub>ニ</sub>家譜之所<sub>ニ</sub>経歴、只闕毫<sub>ニ</sub>以<sub>ニ</sub>失<sub>ニ</sub>進退。

(3) 然猶辭難<sub>ニ</sub>点止、粗尋<sub>ニ</sub>准<sub>ニ</sub>抛昔家万葉集以<sub>レ</sub>詩讚<sub>ニ</sub>歌、大江千里詠<sub>ニ</sub>以<sub>レ</sub>詩為<sub>レ</sub>題。蓋和漢之詞同類相求之故也。仍綴<sub>ニ</sub>七十五首之絶句、代<sub>ニ</sub>二百五十番之判詞、分<sub>ニ</sub>彼二句<sub>ニ</sub>及<sub>ニ</sub>兩番<sub>ニ</sub>也。於<sub>ニ</sub>此道之習保、讓<sub>ニ</sub>其才於誘輩<sub>ニ</sub>而已。

この文章はほぼ右の如く三つの段落に分けることが出来ると思うが、まずその(1)の部分を見ると、これは言うまでもなくこの歌合の主催者たる後鳥羽院に対する讃辞としての儀礼的な文飾でもあると思われるが、それにしても「尋<sub>ニ</sub>八雲於出雲之昔」とい、「酌<sub>ニ</sub>余波於難波之朝」というあたりは、古今序を念頭に置き、「再見<sub>ニ</sub>天曆之先蹤」と和歌所の嚆矢である後撰集時代を持ち出すなど、かなり意識的であると同時に、一巻の歌合のうち一部分を

担当するだけの判詞の序にしては些が大袈裟にすぎると言わなければならぬであろう。これは、同歌合に於ける後鳥羽院の折句歌による判の序——それは各々の奉<sub>ニ</sub>た百首を番えて二〇巻の歌合とし、そのうちの二巻の判を担当することになったが、勝負だけは付けることが出来ても判詞まではとても出来ないといった所謂形式的な遜辞を記しているにすぎない——との比較に於て一層明らかとなるものと思われる。

これを考えるには、建仁元年六月この歌合の料歌が召されてから、建仁二年九月判進の命が下る前後の一年余の歴史の流れを考える必要があるであろう。まずこの間に仙洞御所には和歌所が置かれ(良経自身その寄人に命じられた一人であることは言うまでもない)、上古来の和歌撰進の命が下され、更にこの判が出揃ったと思われる建仁三年初頭頃までには、早くも『新古今集』のための料歌選択が着々と進行中であつたという社会的な事情。それは加判しようとする時点に於て、この歌合が当然『新古今集』の直接の母胎となるものとして意識され、撰集事業に向けて昂揚している気運の中で、古今・後撰以来の正統を継ぐ歴史的な歌集の誕生の時に生きあう抱負を抱かせるに充分であつたらうということである。この文は後に後鳥羽院を代弁した形で記した「新古今仮名序」の撰集事業を説明する部分とも重なるところで、真名序の翻訳にすぎない仮名序に於ては撰者数決定に関して触れているだけであるが、この判詞の序にあつては、当代そのものを古今・後撰時代を直接継承する風雅の中興時代として促していることを示している。また特に良経の個人的な立場からみた場合、この間

の出来事としてもう一つ見落としてならないのは、建仁二年十月の源通親の死であろう。かつて父兼実の失脚を画され、それ故に良経も失意の籠居時代を送ることを余儀なくされた政敵通親の死が、その後数日にして内覧・氏長者の宣言を受けるといふ九条家の立場の急転換を齎したという事情。通親一人が没したからといって、院の近臣群は依然健在であり、急に勢力を盛返せるわけのものでもないが、これは良経にこれ以前のいかなる時にも増して撰関家の重みを自覚させたであろうことは想像に難くない。建仁二年九月六日に判進の命が下ってから一月余、加判には既に着手していたかもしれないが、些か大袈裟なこの序文をみると少なくともこの序の部分だけでも通親の死後に記されたのではないかと考えられる。とすれば院ならぬ良経がこのような序を記した意味も理解出来るように思われるのである。

これに続く(2)の部分は、撰関の判者が忠実以来例を見ないものである点を考慮したのか、清輔などの説く判者心得（判者心得）または歌合の常としての儀礼に留意したのか、いずれにしても(3)の結句「於此道之習俗、讓其才於傍輩而已」と呼応して、専門歌人の家柄でなくその任の軽からざることを説く紛れもない遜辞というべきであろう。ただあまりにも力を入れて書きすぎた感があり、逆にこの判に臨む並々ならぬ意志を感じさせてしまうこともないではないように思われるが……。

ここまでではこの判詞が書かれるようになった経緯であり、良経自身がどのような心理状態にあったかをかなり良く示していると言えよう。次いで(3)の部分では、まずこの百五十番の歌合判を担

当するのに七言絶句を二句ずつに分け、その二句によって一番の判詞に当るといふ方法を取ることがうたわれており、更にこの七言句二句を判詞とするという形式は、菅原道真が『新撰万葉集』に於て和歌とその訳詩を併記し、大江千里が『句題和歌』で詩句の和歌への翻訳を試みているのをよりどころとしたものであることを述べている。それらの先例は確かに峯岸氏の言われる「詩歌配合様式」（注2）には違いないが、どちらかと言えば詩歌合を行なう場合の根拠と言わばべきで詩から歌へ、歌から詩への翻訳の試みと、ここで和歌の優劣の判定を詩によって決しようとすることとの間にはかなりの距離があると言わざるを得ないであろう。この部分は九条家の漢詩と和歌とを共に重視する現象が、祖父忠通以来の伝統であることを持ち出すわけにもいかなぬ良経が、判詞という形式を単なる思いつきではないものとして權威付けるために引用しているにすぎず、この部分に格別の意味があるわけではないと見る方が妥当性があるようである。更にそれに続く「蓋云々」の部分ではかつてそれらの試みの行なわれた理由を推測しているが、これが即ち良経の側に於ける漢詩・和歌併存形式の論理的解釈、もつと端的に言えはその理論化に外ならない。「蓋和漢之詞同類相求之故也」というその言は、日本の言語、詩歌も中国のそれも言語、詩歌というものは同類のものなのであって、それらが互いに引合うもののだと解することが出来、これは等しく心のよるこび、悲しみをうたい、相変わることなき美意識に立つてうたうもの、即ち言語の違いを越えた詩歌機能の同一性の認識を語っているものといえよう。漢詩にも和歌にも当時一流の作者

であった良経にとつては、どちらもが根本的には同じものであり得たのである。しかしこれは判詩採用の理論的根拠を示すために書かれたものである筈であるから、敢密に言えばこれとても詩歌配合様式を支持する根拠ではあつても、七言句二句で判をするための必然的な理由とは言い難いと言ふことになるであらう。それならば何故ここでそのような理由を表明し、かつその理論と絶対不可分の関係にあると言ふわけでもない方法によつて評定しようとしたのであらうかということが問題になつてくる。そのためには、これが後鳥羽院に奏上するものであり、和歌の道の習俗に關しては傍輩に譲るのみとしながら猶これだけ大袈裟な序文まで付けていること、先に(1)の部分で触れた良経の九条家の長子としての立場などを考え合わせると、ここで敢えて判詩を採用したのは、その判詩という形式そのものよりもむしろ良経が正治元年より続けて来た歌と詩とを対等のものとして配置しようとする形式及びその形式を必然的たらしめるための理論を世に表明することを主たる目的とした一種のデモンストレーションだつたのではないかとさえ思われてくる。

良経の歌に詩を対置させるこれら一連の試みは、建久末〜正治初にかけての籠居時代に作成されたと考えられる「三十六番相撲立詩歌」にその先がけをみる事が出来る。これは「長承二年相撲立詩歌」の形式を模倣したものであらうといわれる自撰詩歌合であるが、その「長承二年相撲立詩歌」なるものは、跋文によれば他ならぬ良経の曾祖父忠実が基俊に命じて撰進せしめたものなのである。<sup>注9</sup>このことは即ち、かつて外戚の地位を九条家に齎せようと

狂奔していた時期に、父兼実の「治承百首」を詠み継いだと同様、良経が父兼実を通して受継がれて来た父祖伝来の漢詩・和歌の伝統を、意識的に受継ぎ発展させていこうとした行動なのだと言ふことが出来よう。そして更に、「治承題百首」が多少の変形は伴つても、子の道家、孫の教実に詠み継がれたように、この自撰詩歌合も——あくまでも推測の域を出ないが——道家とは異母弟に当たる基家に引継がれて「和漢名所詩歌合」を生ましめたと言つては言いすぎであらうか。<sup>注11</sup>

忠実の時点では相撲立詩歌は完全なる詩歌合の形を取るに至らず、単なる秀歌・秀句撰に止まっていたものを、「三十六番相撲立詩歌」という完全な詩歌合の体裁に仕立てることに成功し、これに自信を得て正治元年以降撰閑家の行事として一連の詩歌合を催していくことになつたということなのであらう。そしてこの千五百番歌合の判進という絶好のチャンスをつかまえて、一般的には宮中御会のものともなされていた漢詩を和歌と同列の場に持ち込み、詩と歌とを常にコンビのものとして扱ふことによつて、後鳥羽院仙洞御所の歌合行事に対抗し得る撰閑家の文化事業としての詩歌合の存在を強く打ち出していこうとしたのであると言つても差支えないのではないだろうか。後鳥羽院の独走や、院の近臣群の壁に阻まれ、往時の九条家の権勢はもはや望み得べくもなかつた当時にあつて、独自の文化事業を行なうといった形で撰閑家の存在を誇示する必要を痛感していたのではないか。その獨自性を誇るべき詩歌合も、元久詩歌合によつて半ば後鳥羽院に吸いあげられた形となつてしまつた後、より新たな形式として曲水宴を

復活しようとして、死の間際まで奔走していたということも、この良経の心情を物語っているのではないだろうか。その理論を貫くならば、撰政良経の判詞としては、「綴<sub>レ</sub>絶句一代三百五十番之判詞<sub>二</sub>」より他なかったと考えられよう。

### 三

詩歌合という形式が、良経にとっては必要欠くべからざる形式であったのはわかるとして、当時他の人々、特に歌界の大御所の地位を占めつつあった定家の目にはどのようなものとして映っていたのであろうか。詩歌合初期のころは、定家も「今日詩与歌被<sub>レ</sub>合、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>興」などと述べて関心の程を示しているといわれるが、この正治二年閏二月二十一日、法性寺詩歌合（一の項の（一）の詩歌合）に関する『明月記』の記載をみると、

於<sub>二</sub>新御所<sub>一</sub>出題、各評定云、今日詩与<sub>レ</sub>歌被<sub>レ</sub>合、可<sub>レ</sub>為<sub>レ</sub>興、予申云、不<sub>レ</sub>埒物尤可<sub>レ</sub>候<sub>二</sub>一身<sub>一</sub>、云々

とあって、興としたのは定家を除く参会者の言であって、定家も必ずしも興としなかったわけではないであろうが、少なくとも単純に積極的な評価を下しているわけではないようである。恐らくこの部分は、定家にとっては漢詩の方は不堪なる者である、即ち和歌については専門家でも漢歌には未熟者である旨を言って、一種の謙遜を示したにすぎなかったであろう。当日は二、三を除く殆どすべてが詩歌兼作で参加しており、定家もその一人だったのである。結果については、

予和歌被<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>為<sub>レ</sub>長詩<sub>一</sub>、一首持、一首負、詩被<sub>レ</sub>合<sub>二</sub>信定歌<sub>一</sub>、一

首勝、一首持、是存外也、詩胸句、

梟鐘響近松風夕、鳳鞞蹤遺草露春

座中頗称<sub>二</sub>無<sub>レ</sub>難由<sub>一</sub>、尤為<sub>二</sub>存外<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>歌者被<sub>レ</sub>処<sub>二</sub>異様<sub>一</sub>了。又何為乎。

と記しており、詩が「頗無難」と賞されたのは意外だとしているが、定家自身文人に比べれば素人にすぎなくとも、一般的レベルで言えば相当の自信を持っていた筈で、この言葉の裏にもしてやったりという気持が動いていたのかも知れない。しかしながら和歌に關しては異様に処せられたと述べており、歌合の場合に於けるような厳密な批評がなされなかったということの指摘であろうが、続いて「又何為乎。」と記しているところからすれば、その反発はまだ十分に自覚的ではなかったであろう。しかし、これはやがて和歌に關しては素人の文人達が、好みに任せていい加減な評定をするという不満として表われてくるであろうものの萌芽であったといわなければならない。この後の詩歌合に關しては、(一)(二)の場合（一の項参照）は多くを記していないが、(三)の場合も定家の歌は負四勝一と振わず、

詩歌評定、各不得歎、歌負了、予合<sub>二</sub>大丞<sub>一</sub>、五番、負四番勝一番、以難題<sub>二</sub>詠<sub>二</sub>三首<sub>一</sub>、於<sub>レ</sub>歌者極大事歎。

と不満な結果を自らに納得させようとするかのような書き方をしている。

元久二年の詩歌合になると、給題のところに既に「此事頗無益事也」と記すに至っており、定家もついに詩歌合というものに見切りをつけたのかとも思われる。ここで定家が詩歌合を無益事と言

つたのは、その約半月後の五月十二日の項に「今度歌殊不得風情、定見苦歎」と記したことから察すると——これは、この詩歌合に後鳥羽院が加わることがわかってからの記事であるから、良経の単独の催しの時よりすぐれた作品を出そうとする定家の緊張感をも示しているようが——一種のスランプ状態にあつたためかも知れない。それにしても定家が歌合にしろ、詩歌合にしろこのよるな行事的性格の強いものにすぐ興味を示さなくなるのは常のことであり、特に異とするには当たらないであらう。しかしこの詩歌合の場合は、特に発企者である良経の文人趣味への傾斜を無視出来ないであらうし、先にもみられたように定家の歌は何故か詩歌合では殆どよい成績をあげていないことなどから、和歌に関しでは素人の筈の文人達が勝手なことを言う遊びごととみなされやすい要素がその初期以来常に存在したわけである。それ故定家にとって詩歌合という形式は、何らかのきつかけがあれば無益の遊びごととして歓迎されなくなるべき存在であり、そうなっていたということが出来よう。また定家の歌が詩歌合でよい成績をあげていない点については、必ずしも定家の作品の巧拙のみによるものではないとは言ふものの、詩歌合の歌には暗黙のうちに漢詩に對峙し得る強<sup>註2</sup>が要求されるであらうことは想像に難くないが、この点で定家の追求していた歌風と必ずしも相容れるものでなかつたことも作用していると考えなければならぬであらう。その辺の差異の自覚も、定家に詩歌合を疎んじさせるに至つた一因となつているのかも知れない。

この定家も後の建保六年（一説五年）には「韻字四季歌」（『拾

遺愚草<sup>註1</sup>）と称されている自作詩歌と覺しきものを作っているが、そこには、

建保六年のことにや、内裏にこの韻の字を人々にたまはりて詩をつくると伝へ聞きて、徒然なりしかば歌にも成りなむや、と試にかきならべて見侍りしいたづらごとを思ひいでてかきつく（改造文庫本『拾遺愚草』による。傍点筆者。）

との前書きがあり、あくまで遊びとする構えをとっているうえ、詩の韻字を歌の末尾に据えてその詩句を和歌化したもので、良経の試みたような所謂詩歌合形式とは別ものといわなければならぬので、これも定家が詩歌合形式に積極的に取組んだというわけのものではなかつたといえよう。

この詩歌合の折の経験もある程度は作用しているものと思ふが、その後成立した定家の歌論書『毎月抄』は真作説に従つておく）の中では、定家の漢詩に対する考え方は、

又、古詩の心・詞を取て詠むこと、凡哥に戒め侍る習ひと、古くも申たれども、いたく憎からずこそ。繁う好まで時々混ぜたらむは、一節ある事にや侍らん。（中略）詩は心を氣高く澄ます物にて候。尤哥詠まむ時は、高人の御前ならば心中にひそかに吟じ、さらぬ会席ならば高吟もすべし。（中略）我心に日比面白しと思ひ得たらむ、詩にても、又哥にても、心に置いて、それを力にて詠み侍るべし。（『毎月抄』中世の文学・歌論集一による）の如く、詩というものは歌に一興を添えるための材料であり、或は心を浄化するための、また作歌にかかる前にコンディションを整えるための手段にすぎないという見方として表われてくること

となり、後者などはその作歌態度論の中に埋没してしまふことになる。定家自身の作品にも「二見浦百首」中にみられる楊貴妃や王昭君など伝説的美女を題として、それらの女性の立場になり代わって詠んだものや、白詩を題として詠んだ「文集百首」、先にも挙げた「韻字四季歌」その他があるが、それらを見て、定家にとつては歌の素材として、或は構想の典拠として漢詩の存在を考えているのみであつたらしいことがわかる。また『詠歌大概』の中では、

雖<sub>レ</sub>非<sub>レ</sub>和歌之先達、時節之景氣、世間之盛衰、為<sub>レ</sub>知<sub>レ</sub>物由<sub>レ</sub>、  
白氏文集第一第二帙常可<sub>レ</sub>握<sub>レ</sub>玩<sub>レ</sub>。歌之心（歌学大系本による）

と述べており、これによれば構想の典拠となる以前の詩心を養う源泉として、『源氏物語』、『伊勢物語』などを愛読せよと言つたのと同じレベルに置いてみるということが出来よう。とすれば、定家が自己の精神を解放しようとした仮構世界を支える基盤となるべき教養とみなされてきたこととなり、定家に於ける漢詩の意味は広義の場合と狭義の場合を区別する必要があるということにもなるだろう。

俊成に於ては、これまでも指摘されてきている如く、

詩は発句に題をあらはしつ。破題句は髮髻たる常の事なり。

詩と歌とは同じくして又不<sub>レ</sub>同道なり。以<sub>レ</sub>詩破題句一歌の例には不可<sub>レ</sub>引事なり。

という六百番歌合、寄遊女恋・一番（六百番歌合の引用は岩波文庫本による）の頭詠歌が漢詩的な作法を取つたのを評した言からも知られるが、これは歌道師範の立場からなされた作法論的な違

いの認識という面が強いといえよう。俊成はその他にも、隆信の月のすむ空は外にも変らじを眼にあまる広沢の影を評して

右、三千世界は眼前に尽きぬなど詩にて聞けばいみじくこそ侍れど、歌にては聞きよからず。耳にも及ばず。（六百番歌合、広沢池眺望、二十七番）

と言ひ、有家の

さりともと待つべき程の情かは人だのめなる蜘蛛のふるまひについで、

左の中の五字。詩などには優の詞なれど、歌にはさまざまも侍らざるにや。（六百番歌合、寄虫恋、二十六番）

と言うなど、詩中の字句をそのまま翻訳したかの如き表現を批判しており、この点からすれば、俊成の韻律重視とも関つてくるものと思われるが、全般的には和歌の範囲ではまだ十分こなれていない詩的な表現をむやみと取入れたりせず、伝統的な和歌の美意識に抵触しない範囲内に於て詩句の引用なども行なうべきだといふ俊成の認識は、あくまでも作法論の中に留まるものと言わなければならぬであろう。或は俊成や定家も詩と歌とが文学的機能を同じくするものであることの認識は十分あつたかもしれないが、彼等にとつてはそのことが直ちに詩と歌とを同類たり得るものとして優劣を競わせたりにすることにはならないのであつて、文学作品として同一の規準によつて厳しく批評追求されるのではないものは、単なる遊び以外の何物でもないことになるわけである。ところが良経にあつては、「和漢之詞同類相求」ということは、単



に詩歌合の理論付けに止まらず、漢詩にも和歌にも創作主体としての自己をかけることが出来たという良経自身の内的事情にもより、形式が違うだけでモティーフもその追求する美的イメージそのものも共通する、全く対等に対置させることの出来るものとして詩歌を捉えていたことの明示になっているのである。

それは、良経が千五百番歌合の判詞の中で例えば、  
露をおもみ人はまちえぬ庭の面に風こそはらへもとあらの萩

定家朝臣(五八六番・右)

について「若く比西施顔色美」という鑑賞の仕方を示し、  
みぬ人をまつ木の木かげの苔蘚なをしき嶋の大和なでしこ

宮内卿(四八七番左)

についても「青苔展席花重錦、定類漢儒重席名」という見方をしているところにも端的に現われているといえるであろう。このような享受の仕方を示す限りに於ては、良経は師の俊成ともまた定家とも異質のものであったと言わなければならぬであろう。

#### 四

良経の和歌と漢詩とが同類のものであるとする認識は、この期を通じて様々な活動の中に現われていったが、又一方良経の創作活動と切り離して考えられるものでないことは当然である。良経の認識が実作上には具体的にどのような形で現われてきたのかについては、今後の詳しい調査を俟たなければならぬが、例えば千五百番歌合の中で定家の批評を受けた、

苔のうへに嵐ふきしく唐錦たまくおしき杜のかげ哉 (七九七番・左)

などは、定家に

左歌上句は不<sub>レ</sub>塘紅葉青苔地といへる文集詩を思ひ、下句はまどぬせるよはといへる古今歌よせて杜のかげかなと侍末の句まで心たくみに面影おかしくこそみえ待めれ云々

と言われている如く、白楽天の詩が共通のイメージのものとして思い浮かべられるものの、その翻案でもなく、本説取りでもない。技巧を云々するならば、むしろ古今集の歌の方を取らなければならぬものである。詩にも歌にも通じあうところの、より深く微妙な美を求めて歌われたもので、その中から詩的要素を抽出しようとしてもし難く、模糊とした美的世界を構築しようとしていると言えるであろう。

この正治・建仁期を通じて、和歌的世界と漢詩的世界とがオーヴァーラップして存在することの認識、又朗詠漢詩と漢詩調和歌との同類性などの自覚が、祖父忠通以来の伝統を受継いだ撰関家流の文人意識と結びついたところに、この千五百番歌合判の序に至る良経の詩歌観が完成されていったと考えられる。更にまたその思想の実践であった詩歌合行事を通じて、漢詩に對峙し得るものとしての和歌を強く自覚するようになり、その結果、後に後鳥羽院によって「故撰政はたけをむねとして諸方を兼ねたりき」(『後鳥羽院御口伝』日本古典文学系本による)と評されるに至ったように、後鳥羽院歌壇期に急速に興隆して来た朦朧体和歌に陥らない独自の道を良経に歩ませたものと考えることが出来るのである

う。

注1 峯岸義秋氏によれば、この形は恐らく朗詠の根強い影響の表われであつて、和歌一首に対して、断片ではなく絶句全体が相対されるようになるのは、南北朝時代に入つて、康永二年五十四番詩歌合を待たなければならぬとしている。『歌合の研究』第三篇第二章「歌合の特殊様式」

2 峯岸義秋『歌合の研究』第三篇第二章「歌合の特殊様式」  
3 この元久詩歌合に関する記事は、『明月記』の元久二年四月二十九日、五月一、三、四、十、十二日、六月十三日の項にみえている。

4 『和歌文学大辞典』千五百番歌合の項  
5 田中新一「良経」国文学第二卷第九号

6 峯村文人氏に同趣の指摘がある。「建仁期歌合と新古今集——新古今的なるものの爛熟期——」如月会誌昭和十一年二月号  
7 『袋草紙遺篇』「判者骨法」など。

8 これが良経の自撰詩歌合であることは、原田芳起氏の「後京極摂政と三十六番相撲立詩歌」に詳しく論証されている。  
樟蔭国文学創刊号。

9 この跋文中には「相扶露露・涉獵和漢。然而大審己及。同類難求。深思不遑。遺恨相配之。」(統群書類従本による)とあり、良経の「同類相求」と同じ場では論じられないとしても、何らかの関りを持っているのかもしれない。

10 安井久善「九条家と同家百首和歌」和歌文学研究第二十号

11 峯岸氏前掲書には、「建保五年定家卿独吟詩歌からの影響であろう」との指摘がみられるが、同詩歌合中に、「いかにせん人にこえにしたらちねの跡はづかしきわかぬ浦波」などの歌があることからすれば相当に父良経を意識していたものと考えてよいのではないだろうか。  
12 「定家卿独吟詩歌」と同じもの。

### 執筆者紹介

- 都 倉 義 孝 高等学院教諭・文学部講師
- 渡 辺 秀 夫 早稲田実業学校教諭・大学院修士課程在学
- 寺 田 純 子 大学院博士課程在学
- 堀 切 実 都立豊島高校教諭・文学部講師
- 清 水 茂 文学部助教
- 伴 悦 明星学園高校教諭
- 杉本つとむ 文学部教授
- 細川英雄 大学院修士課程在学
- 藤平春男 文学部教授